

信頼関係による学校づくりの実現に向けた取組み（平成30年度）

（平成30年 8月25日現在）

	取り組んでいる事業名	事業の内容	新規・継続 (継続の場合は改善した点)	改善された(される)点	新たな課題等	更なる改善への取組み
質・能力を向上させる 機会の確保	ファーストキャリアステージ教員研修 (新採用～5年目教員対象)	・新採用から5年目の教員を対象に実施。 ・授業力向上のための研修が年間2回あるほか、 研究授業でお互いの授業を参観し、その後、研究協議を行う。	新規・継続 【H29年度】 【H30年度】 — ⇒ —	・5年目以下の教員がお互いの授業を参観し合い、その後に協議をすることにより、お互いのよい刺激もなっている。	・小学校の教員が参観に行く際には、自分のクラスの授業を担当する教員を調整することになり、教科担任制である中学校でも、他の教科と振り替える調整をして研修を受講している。その時間に空いている教員が少ない場合は、調整も難しい。	・代わりの教員がすぐに入れる、または振替がすぐに可能であるようなゆとりのある教員の配置ができれば、研修以外でも出張でクラスを空ける日や、体調の悪い時などに調整することができる。県費の職員には定数があるが、定数の定められていない町費の職員の検討を進めていく。
	教員向けの研修 「教育課題研修会」	・「新学習指導要領」の全面実施に向けて、夏休み中に全職員対象に、評価やカリキュラム・マネジメントについて、講師を招いた研修を行う。	新規・継続 【H29年度】 【H30年度】 テーマ「道徳・評価」 ⇒ テーマ「新学習指導要領」	・新学習指導要領の全面実施に向け、移行期間中に着すすべきことを、専門の講師を招き、学ぶ機会となっている。	・小学校では今年度から「特別の教科 道徳」が、中学校においても来年度から導入されるほか、小学校外国語・プログラミング教育など、新学習指導要領の全面実施に向け、教育の質的転換にどう対応するのか、今後の研究が必要である。	・校内研究と関連づけて研修を行い、教育研究と実践を重ね課題解決を図る貴重な機会とするために、各校で講師を依頼する予算については引き続き確保していく。
	日常授業の改善・充実のための 幼・小・中相互訪問事業	・幼稚園、小学校、中学校の教員がお互いの学校に行き、授業を見合い、その後、研究協議を行うことによって、日常授業の改善・充実に生かす。	新規・継続 【H29年度】 【H30年度】 — ⇒ —	・年間であらかじめスケジュールを調整し、中学校の定期テストの午後など、児童・生徒を下校させた後に全員で授業参観を行うので、他校に行くために児童・生徒の自習体制の調整がなく、余裕をもって研修ができる。	・今のところ、小中学校がお互い一度ずつの参観しか年間を通して企画できていない。行事や会議も多く、何かを精選しなければならない。	・教員が子どもたちと向き合う時間を確保するには、まずはすでに今ある行事や会議・研修などの必要性について再検証していくことが必須である。
	大磯学びづくり推進事業	・日常授業の改善・充実に向けた実践研究・研修を実施し、教師の指導力の向上、児童・生徒の学力の向上を目指す。	新規・継続 【H29年度】 【H30年度】 — ⇒ —	・平成27年度までの4年間、県からの委託を受け、幼小中の連携も進んだこの成果を継承し、引き続き町立学校全体において、大磯学びづくり事業を継続し、実践研究・研修ができる。	・各校で講師を招き研究授業や協議を行っているが、違う校種への参観や、町外で先進的な取組みをしている他校に行く機会を作ることは、自分の授業の調整もあり、難しいのが現状である。	・特に経験の浅い教員が増えている中、専門の講師からの指導助言はこれからも必要であるため、引き続き、講師謝金の予算を確保していく。
子どもたちと向き合う 時間の確保	スクールソーシャルワーカー (SSW) の配置	・様々な課題を抱える児童・生徒の置かれた環境への働きかけや、学校と関係機関とのネットワークの構築、保護者や教職員等に対する支援や相談、情報提供等を行う。 ・昨年度月2回からより回数を増やし、平成30年度は週1回、大磯町教育研究所に配置した。	新規・継続 【H29年度】 【H30年度】 回数 月2回 ⇒ 回数 月4回	・社会福祉士の資格を持っているため、社会福祉に関する専門的な支援が可能となる。 ・これまで教員が担ってきたSSW分野の業務が解消され、教員の負担軽減につながる。 ・月2回から月4回(週1回)に回数が増えたことにより、希望者への密な対応が可能となりつつある。	・SSWの勤務に関して、校内にはスケジュール調整という新たな業務が発生している。	・SSWへの相談等の状況や予算措置状況を鑑みただ中で、今後も月毎の日数を増やしていく方向で検討を進めていく。
	教育支援員・指導協力員の配置 (増員)	・小中学校に在籍する発達障害を含む障害のある子どもたちへのきめ細かな対応が教員のマンパワーだけでは十分でないため、教育支援員を配置することにより適切な支援を行う。また、個別的な学習支援に対応するため、教員免許を有する指導協力員を配置し、支援体制の強化を図る。	新規・継続 【H29年度】 【H30年度】 26人(支援員) 6人(指導協力員) ⇒ 28人(支援員) 10人(指導協力員) (小中学校) (小中学校)	・教育支援員、指導協力員が増員されたことで、教員の負担軽減と時間の確保につながるとともに、個に応じた適切な支援が進んでいる。	・教育支援員、指導協力員の数が増えたことにより、教育支援員間のスケジュール調整や管理が複雑化し、負担となっている。	・教育支援員、指導協力員を含めたスケジュール管理を行う職員の設置や、全校のスケジュール管理を専門に行う体制(仕組み)づくりの検討を進めていく。
	校務支援システムの整備	・より正確な事務作業及び成績処理を可能とするために、及び児童・生徒の教育支援の充実を図るため、校務支援システムを整備する。	新規・継続 【H29年度】 【H30年度】 — ⇒ システムの整備(8月から)	・各校で独自に進めていた作業が、校務支援システムの導入により正確かつスムーズに行えるため、教員の負担軽減につながる。	・システムに慣れるまでには何度が研修会が必要となる。また研修会とは別に、システム構築に伴う学校との協議が必要である。	・児童・生徒の教育支援の充実を図るためのシステムの活用方法などの研究を更に進めていく。
	働き方改革への取組み	・午後6時以降の学校への訪問や電話は翌日以降に、また、緊急の場合は教育委員会に連絡するよう保護者に周知し、平成30年1月より試行を開始した。その試行の中で出た成果と課題を検証した後、4月から本格実施している。	新規・継続 【H29年度】 【H30年度】 1月～試行 ⇒ 4月～本格実施	・保護者や地域からは一定の理解を得ることができ、午後6時以降の学校への訪問や電話の回数は減り、教職員の仕事の効率化を図ることができている。	・留守番電話機能やナンバーディスプレイ付きの電話機など、新たなニーズが生まれた。 ・午後10時までには全校で原則実施することになっているが、時期によっては、午後10時を過ぎて仕事をしている教職員がいる。	・長期休業中の閉庁日の設定も含め、他自治体も働き方改革を推進しているため、それらの取組みを研究していき、子どもたちと向き合う時間の確保や、働きやすい職場環境づくりのため、更なる検討を進めていく。